

三次市教育委員会議案第19号

三次市無形文化財の指定解除について

三次市文化財保護条例（平成16年条例第132号）第4条第1項の規定により，三次市無形文化財の指定を解除することについて，次のとおり議決を求める。

平成27年6月30日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

解除する文化財

鵜飼